

年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金は、消費税引き上げ分を活用し、公的年金等の収入や所得額が一定額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給するもので、令和元年10月1日から始まった制度です。

▼対象となる方

左記の支給要件をすべて満たす方  
**【老齢基礎年金を受給している方】**  
 ①65歳以上で老齢基礎年金を受けている

②請求される方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている

③前年の年金収入額とその他の所得額の合計が87万9900円※以下である

【障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方】

①障害基礎年金または遺族基礎年金を受けている

②前年の所得額が462万1000円※以下である。

※扶養親族等の数に応じて増額

▼請求の手續きについて

今後、老齢・障害・遺族基礎年金の受給を始める方は、年金の裁定請求を行う際にあわせて、土浦年金事務所または保険年金課で手続きをしてください。

▼制度の詳細や申請方法について

年金給付金専用ダイヤルにお問い合わせいただくか左記のホームページでご確認ください。

・厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/> (トップページから画面上部の「政策について」→「分野別の政策一覧」→年金「年金・日本年金機構関係」→「年金生活者支援給付金について」)  
 ・特設サイト <https://www.mhlw.go.jp/enkinikyuu/fuku/index.html>



【厚生労働省 HP】



【特設サイト】

※注意

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。日本年金機構や厚生労働省から「口座番号を聞く」「手数料などの金銭を求める」ことはありません。

▼問い合わせ先

・年金給付金専用ダイヤル ☎0570・05・4092  
 050で始まるお電話の場合 ☎03・5539・2216  
 ・保険年金課 医療年金係 ☎68・2211 (内線176)

住民票・印鑑登録証明書

住民票・印鑑登録証明書の交付について

利根町生涯学習センターでも、住民票・印鑑登録証明書を交付しています。土・日曜日も交付していますので、ご利用ください。

▼証明書の種類など

証明書の名称	取得時に必要なもの
住民票の写し(世帯全員)	・本人確認書類 ・本人および同一世帯の方以外の請求には委任状が必要です
住民票の写し(個人)	
印鑑登録証明書	・印鑑登録証(カード)

▼本人確認書類の具体的な例

①1点で確認できるもの(例)  
 運転免許証、旅券(パスポート)、マイナンバーカード、写真付き住民基



利根町生涯学習センター

▼問い合わせ先

住民課 窓口係 ☎68・2211  
 (内線161・162・164)

(1)健康保険証、介護保険の被保険者証、年金手帳、年金証書、恩給の証書、写真のない住民基本台帳カード  
 (2)学生証、社員証(写真付きのもの)、国若しくは地方公共団体の機関が発行した資格証明書(①以外の写真付きのもの)

本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書、国若しくは地方公共団体の機関が発行した身分証明書で写真付きのもの(身体障害者手帳、療育手帳、無線従事者免許証、小型船舶操縦免許証、宅地建物取引士証など)  
 ②2点以上で確認できるもの(例)  
 次の(1)の書類2点以上または(1)の書類1点以上と(2)の書類1点以上の提示が必要です。

茨城県南水道企業団 水道事業の決算状況

令和2年度の決算状況のあらましについてお知らせいたします。当企業団は、公営企業の基本原則である企業の経済性の発揮と公共の福祉の増進という本旨に則して運営しております。皆さまの企業団に対するご理解とご協力をお願いいたします。

▼損益勘定(税抜)

<収入> 57億 1,497万円		<支出> 53億 1,853万円	
内訳	給水収益 48億 9,171万円	内訳	受水費 25億 5,395万円
	その他の営業収益 3億 6,092万円		減価償却費 12億 8,220万円
	長期前受金戻入 4億 4,586万円		人件費 5億 948万円
	その他の収入 1,648万円		支払利息 5,671万円
			その他の支出 9億 1,619万円

▼資本勘定(税込)

<収入> 12億 7,076万円		<支出> 29億 4,173万円	
内訳	企業債 12億円	内訳	拡張事業費 1億 8,705万円
	負担金等 2,730万円		改良事業費 25億 5,341万円
	国庫補助金 4,346万円		営業設備費 3,735万円
			企業債償還金 1億 5,867万円
			国庫補助金返還金 525万円

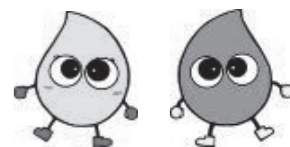
※資本勘定の収入(翌年度への繰越工事資金111万円を除く)に対し、支出の不足額16億7,208万円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんしました。

▶業務の状況(令和2年度)

(1) 給水人口	242,276人
(2) 給水戸数	109,522戸
(3) 給水栓数	109,153栓
(4) 年間総給水量	26,014,025m <sup>3</sup>

※拡張および改良工事は、自己財源および国庫補助金で実施し、その主なるものは、石綿管等布設替工事および上水道未整備地区への配水管布設工事です。

▶問い合わせ先 茨城県南水道企業団 ☎0297-66-5131  
 ホームページ: <https://www.ibananwww.ne.jp/>



農業者年金 安心して豊かな老後を

老後生活への備えは十分ですか？年金は家族一人一人について準備することが大切です。農業経営の引退後も十分な収入を確保して安心して老後生活を送るためには、国民年金に上乗せした年金の受給が必要不可欠です。

▼農業者年金の加入資格者

国民年金の第1号被保険者(保険料納付免除者を除く)で年間60日以上農業に従事する20歳以上60歳未満の農業者の方(農業者、後継者、パートナーさんなど)なら広く加入できます。

▼メリット

・途中脱退も再加入も可能です  
 ・支払が厳しく一時停止などをした場合は、脱退一時金としてではなく、将来、年金として支給されます  
 ・少子高齢時代に強い積立方式、確定拠出型です

・保険料を支払っている方の数や年金を受給している方の数の影響を受けない、安定した制度です  
 ・通常加入の保険料は自由に選択でき、加入後いつでも変更できます  
 ・月額2万円から6万7千円までの間で、千円単位で自由に選択できます  
 ・ずっと一定の収入が確保できる終身年金です

80歳前に亡くなられた場合には死亡一時金として遺族が受け取れます  
 ・税制面の優遇措置があるため所得税・住民税などが大きな節税になります



全国農業新聞は、地域農業者の代表機関である農業委員会とのネットワークが発行する週刊の農業総合専門紙です。

全国の農業委員会組織の活動、地方の農政・農業問題、経営に役立つ最新情報など、地域の身近な話題をカラーの紙面で見やすくまとめてあります。

旬な食材を使用した簡単レシピや、プレゼントのコーナー、農政マンガやコラムなど、楽しめる記事も掲載されています。

【発行日】月4回金曜日  
 【購読料】月700円  
 ▼申し込み・問い合わせ先 利根町農業委員会事務局 ☎68・2211(内線438)